

【開催中止】

西区連合町内会・自治会連絡協議会 5月定例会

令和2年5月18日（月）13：30～

西区役所3階B会議室

次 第

行政等からの情報提供

裏面参照（No.1～9）

以上

<次回区連会定例会日程>

（1）日時 6月18日（火）13：30～

（2）場所 西区役所3階B会議室

議題一覧

No.	区分	種別	議題	資料	ページ	担当課等
1	関係機関	お知らせ・報告	西区内の火災・救急概況について	①	1	西消防署
2	市連会	お知らせ・報告	特別定額給付金について	②	2	市民局
3	市連会	お知らせ・報告	国のサポカー補助金について	③	5	道路局
4	市連会	お知らせ・報告	IR(統合型リゾート)について	④	8	都市整備局
5	総務局	お知らせ・報告	家具転倒防止対策助成事業の御案内について	⑤	10	総務局
6	区	お知らせ・報告	令和2年度 西区運営方針について	⑥	12	区政推進課
7	区	お知らせ・報告	新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う 第4期にこまちプラン地区別計画の策定の考え方について	⑦	16	福祉保健課
8	区	お知らせ・報告	西区感震ブレーカー設置促進事業補助金制度の活用 について	⑧	17	総務課
9	区	お知らせ・報告	「西区防災情報付広報掲示板整備補助金」について	-	-	地域振興課

令和2年5月西区連会定例会資料

行政等からの情報提供

〈市連会、区、その他からの報告及び依頼事項〉

[自治会・町内会長へのお知らせ・報告]

※「戸部警察署管内犯罪等概況について」は、集計システムの都合上、今月はありません。

1 西区内の火災・救急概況について

〔お知らせ〕

(西消防署)

(議題1の資料参照)

2 横浜市における特別定額給付金について

〔お知らせ〕

(市連会・市民局)

(議題2の資料参照)

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

本市においても、早期の給付開始に向け、準備を進めておりますので、現在の状況を連合町内会長及び各単会長あてに情報提供させていただきます。最新の情報につきましては、随時、本市ホームページや広報よこはま等において、周知してまいります。

(1) 特別定額給付金の概要

ア 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者

イ 受給権者

その者の属する世帯の世帯主

ウ 給付額

給付対象者1人につき10万円

エ 申請方法

- ・ 郵送申請方式
- ・ オンライン申請方式（マイナンバーカードを所持している世帯主が利用可能）

オ 申請期限

郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

カ 給付方法

原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振込み

キ その他

配偶者やその他親族からの暴力等により、市外から、もしくは市内で避難している場合は、現在の居住地（避難先）に住民票を移していなくても給付金を受け取ることができる可能性があります。

詳しくは、総務省の「特別定額給付金コールセンター：0120-260020」へお問い合わせください（5月18日（月）以降は、「横浜市特別定額給付金受付センター」でも対応します）。

横浜市特別定額給付金受付センター 電話 0570-045592

※5月18日（月）に開設。9時から17時まで（5・6月は土・日曜も対応）

(2) 問合せ先

市民局総務課 定額給付金担当

電話 0570-045592（横浜市特別定額給付金受付センター）

※5月18日（月）から

FAX 681-8379

【5月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

3 国の「サポカー補助金」について

〔お知らせ〕

(市連会・道路局)

(議題3の資料参照)

サポカー（セーフティ・サポートカー）の普及を進め、高齢運転者による交通事故を減らすため、経済産業省及び国土交通省による「サポカー補助金」の申請受付が始まっています。

なお、この補助金の申請受付は、令和2年3月から開始されていますが、予算がなくなり次第終了となります。

(1) 補助金の概要

ア 対象者

令和2年度中に65歳以上となる方

(令和2年度中に65歳以上となる運転者を雇用する事業者を含む)

イ 補助対象車両等及び補助額

■サポカー車両（新車・中古車）の購入に対する補助（車両購入者が申請）

搭載される機能	新車 (R1.12.23以降新規登録)		中古車 (R2.3.9以降登録)
	登録車 (軽以外)	軽自動車	
・衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者) ・ペダル踏み間違い時急発進抑制装置	10万円	7万円	4万円
・衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)のみ	6万円	3万円	2万円

■ペダル踏み間違い時急発進抑制装置の取付けに対する補助

(認定取扱事業者が申請)

・障害物検知機能つき (R2.3.9以降取付)	4万円
・障害物検知機能なし (")	2万円

(2) 問合せ先

一般社団法人 次世代自動車振興センター

コールセンター：0570-05-8850

(受付時間 9:00~17:15 (土・日・祝日は休み))

4 横浜 I R（統合型リゾート）について

〔お知らせ〕

（市連会・都市整備局）

3月6日から4月6日まで意見募集をしていました「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（素案）」のパブリックコメントについては、多くの市民の皆様からご意見をいただくことができました。広報などについての御協力ありがとうございます。今回は市民の皆様から頂いたご意見の提出者数（速報値）をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本市においても感染症への様々な対応を最優先事項として取り組んでいますが、厳しい状況に変化はありません。今まで区域整備計画の認定申請期間を見据え、実施方針等の6月公表に向け作業を進めてきましたが、こうした状況を総合的に勘案し、実施方針等の公表時期を2か月遅らせ8月とすることとしました。

引き続き、市民の皆様への説明を丁寧に行いながら、事業を進めていきます。

（1）パブリックコメントの概要

ア 意見募集期間

令和2年3月6日（金）から4月6日（月）まで

イ 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

ウ 実施結果（速報値）

令和2年4月17日現在

提出方法	意見の提出者数
郵送	1,782
ファクシミリ	1,198
電子メール	1,746
直接持参	345
合計	5,071

※本実施結果は、4月17日現在の速報値であり、今後公表するパブリックコメント結果と異なる可能性があります。

（2）スケジュール

4月～7月 意見取りまとめ、素案修正等

8月 パブリックコメント結果、横浜 I Rの方向性の公表

（3）問合せ先

都市整備局 I R推進課

電話 671-4135／FAX 550-3869

5 家具転倒防止対策助成事業の御案内について 〔お知らせ〕

(総務局)

(議題5の資料参照)

地震時の家具転倒による被害を防止するため、横浜市では家具転倒防止器具の取付けを無料代行する事業を行っています(器具代は申請者のご負担となります。)

(1) 対象者

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

①65歳以上

②身体障害者手帳の交付を受けている

③愛の手帳の交付を受けている

④精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている

⑤介護保険法による要介護または要支援の認定を受けている

⑥中学生以下

(2) 注意事項等

ア 事前調査及び取付け作業は NPO 法人横浜市まちづくりセンターが実施します。

イ 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。

ウ 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)

エ ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。

オ 取付け代行できる家具は2つまでとします。

(3) 申込方法

電話または電子申請にてお申し込みください。

ア 電話

262-0667 (NPO 法人横浜市まちづくりセンター：平日 10 時～16 時まで(12 時～13 時を除く))

イ 電子申請

横浜市ホームページからアクセスして下さい。

(4) 問合せ先

総務局地域防災課 担当：橋本

電話 671-3456/FAX 641-1677

【5月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

6 令和2年度「西区運営方針」について

〔お知らせ〕

(区政推進課)

(議題6の資料参照)

西区の基本目標とその達成に向けた取組などをまとめた「令和2年度西区運営方針」を策定しました。策定した運営方針は、西区ホームページで公表しています。また、広報よこはま6月号でもお知らせします。

(1) 基本目標

つながりを大切に 誰もがにこやかしあわせにくらせるまち 西区へ

- ・西区の総合的な計画である「にこまちプラン」は最終年度を迎え、現行計画の総まとめと次期計画の策定を地域の皆様と共に行います。
- ・新型コロナウイルス感染症により、大変厳しい状況を迎えています。区役所でも感染予防・感染拡大防止に向けて関係機関と連携して対応し、区民の皆さまの暮らしの安心を下支えできるよう、全力で取り組みます。

(2) 目標達成に向けた施策

ア 地域のつながりづくり

- ・「協同による地域づくり」、地域の「担い手づくり」「居場所づくり」に関する取組を継続していきます。

イ いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

- ・子どもから高齢者まで、誰もが自分らしく安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- ・障害のある人への活動サポート、生活困窮者への相談支援、生活習慣病予防などの健康づくりに取り組みます。

ウ まちの回遊性向上とにぎわいづくり

- ・ヨコハマトリエンナーレ2020開催に合わせ、まちの賑わいづくりを進めます。
- ・企業集積の進展を踏まえ、企業連携や区内在勤者に向けた区の魅力発信を強化します。

エ 安全・安心なまちづくり

- ・自助・共助の取組を支援するとともに、区本部の防災機能の強化を図ります。
- ・防犯啓発活動や交通安全対策を一層強化するとともに、区内企業等と連携した地域美化・環境配慮行動の啓発にも取り組みます。

(3) 問合せ先

区政推進課企画調整係(4階49番窓口)

電話 320-8339/FAX 322-9847

【5月下旬に運営方針を自治会・町内会長宅あて送付します。】

7 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う、第4期にこまちプラン地区別計画の策定の考え方について

〔お知らせ〕

(福祉保健課)

(議題7の資料参照)

第4期にこまちプラン地区別計画の策定について、各地区における地区懇談会や編集部会等が、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした行動変容が進み、中止または延期にせざるを得ない状況が続いております。

今後の状況を見極めつつ、現時点での策定の考え方をまとめましたので、ご確認をお願いいたします。

(1) 地区懇談会等の会議開催の考え方

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、人数の多少を問わず、安全な環境下での議論が再開できるようになるまでの当面の間は、会議の開催をお控えください。

(2) 令和2年4月時点における地区別計画策定の考え方

各地区の地区別計画リーフレットの完成及び令和3年2月のにこまちフォーラムでの計画冊子の配布を予定しておりましたが、これを見送り、今年度は計画の中心的な内容の完成のみを目指すこととします。

令和3年1月末日までに、「目標」「行動計画」「取組」など地区別計画の中心となる内容のみを決定し、原稿レベルで御報告いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、各地区の計画リーフレットの作成依頼を予定しておりますが、令和3年度の作業とします。

(3) 事態が収束しない場合

上記は夏頃までに事態が収束することを前提としてのお願ひです。

夏以降になっても議論の再開が見込めない場合は、その時点で策定のスケジュールや実施事項、方法などを再度見直す可能性があります。

(4) その他

3月から4月の地区懇談会等の開催に向けては、延期や中止判断に至るまで度重なる連絡、日程調整などでご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

まずは感染拡大防止を最優先に、そして、安全や健康にも配慮しながら進めて参りたいと思っておりますので御理解と御協力をよろしくお願ひします。

(5) 問合せ先

福祉保健課(2階27番窓口)事業企画担当

電話 320-8437/FAX 324-3703

【5月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

8 西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金 制度の活用について

〔お知らせ〕

(総務課)

(議題8の資料参照)

西区では、大規模な地震による住宅からの出火及び延焼火災による被害を、防止又は軽減する目的で、感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金制度を設け、感震ブレーカーの設置を促進しています。

既に本補助制度を活用いただいた自治会・町内会におかれましても、改めて申請いただくことが可能です。延焼火災の防止のため、感震ブレーカーの普及に御協力くださいますようお願いいたします。

(1) 補助対象団体

西区の全自治会・町内会

(令和元年度から、対象範囲を西区全域に拡大しています。)

(2) 補助対象となる条件

自治会・町内会単位で、対象の感震ブレーカー簡易タイプを購入すること。

※個人で購入いただいた場合は対象となりません。

(3) 補助の内容

対象となる感震ブレーカー簡易タイプの購入費用の10分の9(1台あたり上限額5,000円)を西区役所で負担します。

(令和元年度の3分の2から、補助率を拡大しています。)

(4) 申請について

ア 申請方法

自治会・町内会単位でお申し込みください。

※申請をお考えの場合は、事前に総務課までお問い合わせください。

イ 申請期間

令和2年度中(令和3年3月31日まで)

(5) 問合せ先

総務課(4階51番窓口)担当:陣野、高瀬

電話320-8310/FAX322-9847

【5月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付いたします。】

9 「西区防災情報付広報掲示板整備補助金」について 〔お知らせ〕

(地域振興課)

西野地域振興課長

広報掲示板の良好な維持と地域住民による防災情報の共有を同時に促し、より安全で安心して暮らせる地域の実現を目指すため、防災情報を備えた広報掲示板の整備について、費用の一部を補助します。

(1) 補助対象団体

新設、建替、改良及び修繕の必要がある掲示板を所有する自治会・町内会及び地区連合町内会

※予算額を超過した場合は、優先順位の高い順に交付させていただきます。

(2) 補助対象となる条件

広報掲示板に防災情報（地域防災拠点名及び設置場所の海拔等）を恒常的に明示して頂くこととなります。

(3) 補助金額

広報掲示板（広告を掲載するものは除く。）の新設・建替・改良・修繕に要する費用の2分の1（補助交付金額の上限は5万円）

(4) 申請について

ア 申請方法

補助金の申請を希望される場合は、地域振興課担当までご相談ください。

イ 相談・申請期限

7月17日（金）

(5) 問合せ先

地域振興課（4階47番窓口） 担当：野村、森永、竹内

電話 320-8387/FAX 322-5063